

## 「公正な買収の在り方に関する研究会」の再開について

2026年2月  
経済産業省 産業組織課

### 1. 再開の趣旨

公正なM&A市場を整備することで企業価値を高める買収を生じやすくすることは、買収を経営戦略として活用しようとする企業にとっては、国内での買収による成長に資する面があり、また、買収提案の対象となる会社の経営にとっては、優れた経営戦略を選択する機会の確保や、経営に対する外部からの規律の向上に資する面がある。

経済産業省としては、公正なM&A市場における市場機能の健全な発揮により、経済社会にとって望ましい買収が生じやすくなることを目指し、買収を巡る両当事者や資本市場関係者にとっての予見可能性の向上やベストプラクティスの提示に向けた検討を進めるべく、「公正な買収の在り方に関する研究会」を設置し、買収に関する当事者の行動の在り方等についての検討を行った上で、2023年8月31日付で、上場会社の経営支配権を取得する買収を巡る当事者の行動の在り方に、M&Aに関する公正なルール形成に向けて経済社会において共有されるべき原則論及びベストプラクティスを提示する「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を策定してきた。

本指針の策定から時間が経過する中で、日本企業を取り巻く社会経済情勢にも様々な変化が生じており、本指針に対する社会的な注目も高まりつつある中、各方面から本指針の目的が十分に理解されていない可能性が指摘されており、本指針の趣旨が正しく浸透しているかは必ずしも明らかではない。また、本指針策定後の2024年に金融商品取引法が改正され、公開買付制度や大量保有報告制度が見直されたこと等により、企業買収における法制度等の変化も見られるところである。

以上のような動向を踏まえ、「公正な買収の在り方に関する研究会」を再開し、関係者の認識や実態の調査を行った上で、本指針の趣旨の周知や必要なアップデート等についての検討を行う。

### 2. 主要な検討項目（案）

- 本指針に対する関係者の認識や実態を踏まえて、本指針の趣旨を周知
- 近時の経済社会情勢の変化、法制度や判例、実務の進展に伴う、本指針のアップデート

### **3. 本研究会の進め方（案）**

2026年2月から2026年4月頃にかけて合計2回程度開催し、検討を行う。また、第9回研究会の開催後、事務局において関係者へのヒアリングも実施する。その後、2026年5月頃を目途に、公表物を取りまとめ、公表・周知することを目指す。

第9回研究会 2月4日（水曜日）午後4時00分～6時00分

- ・本指針に対する認識の確認
- ・ヒアリング事項の確認

第10回研究会 4月頃

- ・ヒアリング結果の報告
- ・公表物の原案の提示

### **4. 本研究会及び配付資料等の公開について**

- 会議は、原則として非公開で行う。
- 配付資料は原則公開とし、委員等からの提出資料については、事務局が座長及び資料提出者と相談して決定する。
- 研究会の議事要旨を委員の確認を経た上で公開する。